「外国人向けＩＣカード取扱規則」

制　　定　２０１９年　　９月　１日
最終改定　２０２６年　　５月２０日

第１編　総則

（目的）

第１条　この規則は、関越交通株式会社（以下「当社」という。）における、当社が定める訪日外国人旅行者等向けＩＣカード（以下「外国人向けIC カード」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　当社において旅客の運送等を行う外国人向けＩＣカードは、次の各号のとおりとする。

（１）株式会社パスモが発行する「ＴＯＵＲＩＳＴ　ＰＡＳＭＯ」

（２）株式会社パスモが相互利用を行う以下のＩＣカード
　　東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｗｅｌｃｏｍｅ　Ｓｕｉｃａ」

２　第１項のＩＣカードによる旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

３　前項にかかわらず、障害返金等における関連業務は一切行わない。

４　この規則が改定された場合、以後の外国人向けＩＣカードによる旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

５　当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。

６　この規則が改定された場合、以後の外国人向けＩＣカードにかかわる取扱いについて、改定された規則の定めるところによる。

７　この規則に定めのない事項については、法令、当社の運送約款、外国人向けＩＣカード発行事業者が定めるＩＣカード取扱規則（以下「ＩＣ発行事業者規則」という。）及びこの規則に対する特約等の定めるところにより、ＩＣカードによる旅客の運送等について、運送約款と異なる取扱いの場合は、この規則が優先する。

（用語の定義）

第３条　この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）「ＩＣ発行事業者」とは、株式会社パスモおよび東日本旅客鉄道株式会社をいう。
（２）「ＩＣ発売事業者」とは、ＩＣ発行事業者が定める外国人向けＩＣカードを発売する事業者をいう。
（３）「ＩＣ取扱事業者」とは、ＴＯＵＲＩＳＴ　ＰＡＳＭＯ取扱規則で定める事業者をいう。
（４）「ＩＣ鉄道事業者」とは、ＩＣ取扱事業者のうち、鉄道事業者をいう。
（５）「ＩＣバス事業者」とは、ＩＣ取扱事業者のうち、バス事業者をいう。
（６）「ＳＦ」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、外国人向けＩＣカードに記録された金銭的価値をいう。
（７）「大人用外国人向けＩＣカード」とは、専ら大人の旅客の使用に供する大人運賃を適用する外国人向けＩＣカードをいう。
（８）「小児用外国人向けＩＣカード」とは、専ら小児の旅客の使用に供する小児運賃を適用する外国人向けＩＣカードをいう。
（９）「企画乗車券」とは、ＩＣバス事業者が運送約款等に定めるＩＣ鉄道事業者および東日本旅客鉄道株式会社が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券の情報を記録した外国人向けＩＣカードに発売するＩＣ企画乗車券をいう。
(10)「チャージ」とは、外国人向けＩＣカードに入金することをいう。
(11)「レファレンスペーパー」とは、外国人向けＩＣカードの登録情報が確認できる案内票をいう。
(12)「バスリーダ・ライタ（以下「バスＲ／Ｗ」という。）」とは、ＩＣカードへの情報書込み又はＩＣカードからの情報読取りを行う装置をいう。
(13)「ＩＣ運賃機」とは、バスＲ／Ｗが組み込まれている運賃機をいう。
(14)「ＩＣ運賃」とは、普通旅客運賃のうち、１枚のＩＣカードで運賃全額を一度に支払う場合に適用する運賃をいう。
(15)「現金運賃」とは、普通旅客運賃のうち、運賃の支払いに現金または回数券を含む場合に適用する運賃をいう。

（契約の成立および適用規定）

第４条　外国人向けＩＣカードによる旅客運送の契約は、バスＲ／Ｗで乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

２　前項にかかわらず、企画乗車券による運送契約は、その企画乗車券を発売したときに成立する。

３　前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（有効期限）

第５条　外国人向けＩＣカードのＳＦは、ＩＣ発行事業者の定める有効期限を超えて使用することはできない。

（使用方法および制限事項）

第６条　外国人向けＩＣカードを使用して乗車するときに乗車処理が必要な場合はバスＲ／Ｗで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバスＲ／Ｗで降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバスＲ／Ｗで乗車処理を行い、降車時に同一のＩＣカードによりバスＲ／Ｗで降車処理を行わなければならない。

２　外国人向けＩＣカードを使用して乗車するときは、常にレファレンスペーパーを携帯するものとし、係員からの請求があるときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければならない。

３　１回の乗車につき、２枚以上のＩＣカードを同時に使用することはできない。

４　運賃支払い時に、ＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は当社が別に定める方法で運賃を支払う。

５　外国人向けＩＣカードのＳＦを使用して回数乗車券、定期乗車券および当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。

６　１０円未満のＳＦは、ＩＣ運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。

７　ＩＣカードの破損、バスＲ／Ｗの故障又はバスＲ／ＷによるＩＣカードの内容の読取りが不能となったとき、ＩＣカードはバスＲ／Ｗで使用できないことがある。

８　前条に定める有効期限を超えた外国人向けＩＣカードは、チャージすることができない。

９　ＩＣ発行事業者規則の定めにより有効期限内であっても、１２歳となる年度の３月３１日を超えた旅客が、小児用外国人向けＩＣカードを使用することはできない。

10　偽造、変造または不正に作成された外国人向けＩＣカード、ＳＦまたは企画乗車券の機能を使用することはできない。

（旅客の同意）

第７条　旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

（取扱バス車両）

第８条　外国人向けＩＣカードの取扱バス車両は、当社の指定するバス車両とする。

（制限または停止）

第９条　旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、障害返金等の取り扱い箇所・時間・方法の制限若しくは停止をすることがある。

２　前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第２編　外国人向けＩＣカード

第１章　発売

（発売）

第１０条　外国人向けＩＣカードは、ＩＣ発売事業者の定める駅等で発売する。

（チャージ）

第１１条　外国人向けＩＣカードは、ＩＣ発行事業者規則の定めにより外国人向けＩＣカードを処理する機器によりチャージすることができる。

（ＳＦ残額の確認）

第１２条　外国人向けＩＣカードのＳＦ残額は、外国人向けＩＣカードを処理する機器により確認することができる。

２　外国人向けＩＣカードのＳＦ残額履歴の表示または印字はＩＣ発行事業者規則の定めにより、外国人向けＩＣカードの処理を行う機器により行うことができる。ただし、第２条第１項第２号に定める外国人向けＩＣカードのＳＦ残額履歴の表示又は印字は、最近のＳＦ残額履歴から２０件までとし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

（１）出場処理がされていないＳＦ残額履歴

（２）所定の機器による処理が完全に行われなかったときのＳＦ残額履歴

第２章　運賃

（ＩＣ運賃の減額）

第１３条　旅客が外国人向けＩＣカードのＳＦを使用して乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃１名分を減額する。ただし、小児用外国人向けＩＣカードにあっては、小児普通旅客運賃１名分を減額する。

２ 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。

３ 第６条第４項による場合は現金運賃を適用し、ＩＣカードで減額した金額との差額を現

金または当社が別に定める方法により支払う。

第３章 効力

（効力）

第１４条 外国人向けＩＣカードにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

（１）当該乗車において、１回の乗車に限り有効なものとする。

（２）乗車後は、当日限り有効とする。

（３）途中下車の取扱いはしない。

（レファレンスペーパーの再印字）

第１５条 レファレンスペーパーを紛失等したときは、速やかに当該外国人向けＩＣカードをＩＣ鉄道事業者に呈示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

（無効となる場合）

第１６条 外国人向けＩＣカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった外国人向けＩＣカードの取扱いはＩＣ発行事業者規則並びに当社の定めによる。

（１）乗車処理後の外国人向けＩＣカードを他人から譲り受けて使用した場合

（２）外国人向けＩＣカードを使用資格者以外の者が使用した場合

（３）使用資格を偽って購入した外国人向けＩＣカードを使用した場合

（４）当社の運送約款等に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合

（５）その他不正乗車の手段として使用した場合

２　次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

（１）偽造、変造または不正に作成された外国人向けＩＣカード若しくはＳＦを使用した場合

（２）旅客の故意または重大な過失により外国人向けＩＣカードが障害状態となったと認められる場合

（不正使用に対する旅客運賃･増運賃の収受）

第１７条 前条の規定に該当した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第４章　障害返金

（障害返金）

第１８条　外国人向けＩＣカードの障害返金の取扱いは、ＩＣ発行事業者規則の定めるところにより行う。

ただしＩＣバス事業者では取り扱わない。

２　企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードの障害返金の取扱いを行う場合は、企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードおよびレファレンスペーパーを呈示したときに、障害返金整理票を発行する。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

３　企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードの障害返金の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

４　次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず障害返金の取扱いを行わない。

（１）裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

（２）旅客の故意または重大な過失により企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードが障害状態となったと認められ、第１６条第２項第２号により無効となった場合（→第１６条「無効となる場合」）

（免責事項）

第１９条　この規則に定めのない、外国人向けＩＣカードを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第３編　企画乗車券

第１章　発売

（発売）

第２０条　企画乗車券は、当社が別に定める事業者の駅等で発売する。

（チャージ）

第２１条　企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードは、ＩＣ発行事業者規則の定めによりＩＣカードを処理する機器によりチャージすることができる。

（ＳＦ残額の確認）

第２２条　企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードのＳＦ残額は、ＩＣカードを処理する機器により確認することができる。

２　企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードのＳＦ残額履歴の表示又は印字はＩＣ発行事業者規則の定めにより、ＩＣカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第２条第１項第２号に定める外国人向けＩＣカードのＳＦ残額履歴の表示又は印字は、最近のＳＦ残額履歴から２０件までとし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

（１）出場処理がされていないＳＦ残額履歴

（２）所定の機器による処理が完全に行われなかったときのＳＦ残額履歴

第２章　運賃

（ＩＣ運賃の減額）

第２３条　ＳＦをチャージした有効期間内の企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードを使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）として取り扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

２　有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

３　第６条第４項による場合は現金運賃を適用し、ＩＣカードで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第３章　効力

（効力）

第２４条　企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードは運送約款の定めにより取り扱う。

２　ＳＦをチャージした企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードを、企画乗車券の区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第１４条の規定を準用する。

（レファレンスペーパー）

第２５条　外国人向けＩＣカードに企画乗車券を発売した時に発行されるレファレンスペーパーを携帯しなければならない。

２　レファレンスペーパーに企画乗車券としての効力はない。

３　企画乗車券の障害または機器の故障により企画乗車券が使用できなくなった場合、当

社が認めたときに当該企画乗車券とレファレンスペーパーを呈示することにより乗車することができる。

４　レファレンスペーパーの記載事項が不明になったときまたは紛失等したときは速やかに当該外国人向けＩＣカードを当社に呈示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

（無効となる場合）

第２６条　企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードは、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。この場合、無効となった企画乗車券の取扱いは、ＩＣ発行事業者規則並びに当社の定めによる。

（１）使用開始後の企画乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

（２）取扱区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合

（３）企画乗車券の情報が記載されたレファレンスペーパーを携帯せずに乗車した場合、また携帯するレファレンスペーパーの記載事項が不明な場合

（４）使用資格を偽って購入した外国人向けＩＣカードを使用した場合

（５）レファレンスペーパーの印字内容をぬり消し、又は改変して使用した場合

（６）その他不正乗車の手段として使用した場合

２　次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

（１）偽造、変造又は不正に作成された企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカード若しくはそのＳＦを使用した場合

（２）旅客の故意又は重大な過失により企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードが障害状態となったと認められる場合

（不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受）

第２７条　前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第４章　障害返金

（障害返金）

第２８条　企画乗車券が付加された外国人向けＩＣカードについて第１８条第２項の取扱い後、企画乗車券の有効期間が終了していない場合は、当該企画乗車券の発売事業者の駅等にて、発行事業者規則の定めるところにより行う。

（免責事項）

第２９条　紛失した企画乗車券を付加した外国人向けＩＣカードの障害やＳＦの使用等で

生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

２　この規則に定めのない、企画乗車券を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。